

社会保険への加入指導について

—「社会保険の加入に関する 下請指導ガイドライン」—

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

ちょうふく ともひろ
専門工事業高度化推進官 長 福 知宏

1. 社会保険の加入に関する下請 ガイドラインを制定すること となった趣旨について

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険および雇用保険（以下「社会保険」という）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

この対策に際しては、「建設産業の再生と発展のための方策2011」（平成23年6月23日建設産業戦略会議取りまとめ）および中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成24年1月27日）に示されているとおり、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業および下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要です。

このため、建設産業行政としては、建設業許可部局において、社会保険担当部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等を行うこととしたところです。

他方で、下請企業を中心に保険未加入企業が存

在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められております。これについては、従来から「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）において、元請企業が下請企業に対して社会保険の加入および保険料の納付について措置するよう指導等を行うことを求めています。今般、下請企業の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項および再下請負通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則の改正を行ったところです。

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業および下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取り組みの指針となるべきものとして、パブリックコメントを経て、平成24年7月4日に関係機関に通知し、同年11月1日より施行される予定となっています。

なお、本ガイドラインは、社会保険未加入対策の開始当初（平成24年度から平成25年度までのおおむね2年間）における取り組みを中心に記載したものであり、今後、建設業における社会保険の加入状況や本ガイドラインに基づく取り組み状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずるものとさ

れています。

本ガイドラインは、大きく分けて、元請企業と下請企業それぞれについて、その果たす役割と責任について記載しており、以下、それぞれが取り組むべき内容の概要について、ご説明します。

2. 元請企業の役割と責任

(1) 総 論

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任と権限を持っています。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められています。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事における全ての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待されます。

とりわけ社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取り組みを講じる必要があります。

本ガイドラインによる下請指導の対象となる下請企業は、元請企業と直接の契約関係のある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事する全ての下請企業ですが、元請企業がその全てに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、または協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能です。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると

認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要です。

(2) 協力会社組織を通じた指導等

元請企業の協力会社や災害防止協会等の協力会社組織に所属する建設企業（協力会社）に対しては、さまざまな機会を捉えて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取り組みを行うべきとされています。

- ① 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握
- ② 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

- ③ 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導

また、社会保険未加入企業が二次や三次等の下請企業に多く見られる現状に鑑み、協力会社から再下請企業に対してもこれらの取り組みを行うよう指導することが望ましいとされています。

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

元請企業は、下請企業の選定に当たっては、法令上の義務があるにもかかわらず適切に社会保険に加入しない建設企業は社会保険に関する法令を遵守しない不良不適格業者であるということを踏まえ（公共工事の入札および契約の適正化を図るための措置に関する指針参照）、下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うべきとされています。

また、遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部または一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取り扱いとすべきとされています。

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

施工体制台帳の作成および備付けが義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、下請負人から特定建設業者に対して再下請負通知書が提出されますが、このたび、建設業法

施行規則が改正され、再下請負通知書の記載事項に健康保険、厚生年金保険および雇用保険の加入状況に関する事項が追加されたことから、特定建設業者においては、再下請負通知書を活用して下請負人の社会保険の加入状況を確認することが可能となりました。

このため、特定建設業者たる元請企業は、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、確認の結果、適用除外でないにもかかわらず未加入である下請企業があり、⁽³⁾の指導が行われていない場合には、⁽³⁾と同様の指導を行うべきとされています。

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

施工体制台帳および再下請負通知書に関する規則の規定の改正にあわせて、各団体等が作成している作業員名簿の様式においても、各作業員の加入している社会保険の名称および被保険者番号等の記載欄が追加されました。

この作業員名簿を活用することで、建設工事の施工現場で就労する建設労働者について、健康保険、厚生年金保険および雇用保険の加入状況を把握することが可能となりました。これを受け、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、建設業に従事する各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、確認の結果、

- ・全部または一部の保険について空欄となっている作業員
- ・法人に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、または（および）年金保険欄に「国民年金」と記載されている者
- ・個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、または（および）年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員

がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導することとされています。

なお、元請企業が、各作業員の保険加入状況が

記録された情報システムを利用するなど、作業員名簿の確認以外の方法により各作業員の保険加入状況を把握できる場合には、当該方法による確認も可能です。

各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、必要に応じ、下請企業に社会保険の標準報酬決定通知書等関係資料のコピー（保険加入状況の確認に必要な事項を黒塗りしたものでも構わない）を提示させるなど、記載事項の真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましいとされています。

なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報に該当することから、同法および「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に留意し、適切に取り扱うことが必要です。

遅くとも平成29年度以降は、適切な保険への加入を確認できない作業員について、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取り扱いとすべきであるとされています。

(6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取り扱い

下請契約の総額が建設業法施行令で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は施工体制台帳の作成等が勧奨されており、建設工事の施工に関わる下請企業の社会保険の加入状況および各作業員の保険加入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましいとされています。

(7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

元請企業は、下請企業や建設労働者に対し、社会保険の加入に関する周知啓発を図るため、次のような取り組みを行うこととされています。

- ① 建設工事の施工現場において社会保険の加入に関するポスターの掲示、パンフレット等の資料および情報の提供、講習会の開催等の周知啓発を行うこと。

第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきもの

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

(2) 協力会社組織を通じた指導等

様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施

- (ア) 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握
- (イ) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
- (ウ) 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導*

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認*し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

(6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましい

(7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を実施
ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発 イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

(8) 法定福利費の適正な確保

元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要
元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

※確認にあたっては、必要に応じ、関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい

第3 下請企業の役割と責任

社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

ア その雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと

建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うこと

労働者であるかどうかは、関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい

イ 元請企業が行う指導に協力すること

元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供すること

第4 施行期日等

平成24年 5月25日 パブリックコメント開始

平成24年 7月 4日 通知

平成24年11月 1日 施行

本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、今後、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を実施

図—1 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

- ② 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。

(8) 法定福利費の適正な確保

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれます。

このため、元請負人および下請負人は見積もり時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。

下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあることに留意する必要があります。

なお、建設工事の質を確保し、将来の建設産業の担い手を確保する上で、社会保険等未加入対策の推進は重要な取り組みであり、こうした取り組みを実行あるものとするためには、発注者の理解と協力が不可欠なことから、国土交通省より各主要民間発注者に対し、

- ① 公正な競争が成り立つよう必要以上の低価格による発注をできる限り避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行い、
- ② 発注する工事についての建設作業を担う技能労働者等に係る法定福利費が着実に確保されるよう、見積もり・入札・契約の際に配慮いただくよう依頼しているところです。

また、社会保険の未加入対策を進めるに当たっては、社会保険の原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、さらに個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要なことから、国土交通省から各元請団体に対し、①適正な法定福利費の負担、②適正な法定福

利費を含んだ見積・契約の実施、③法定福利費が内訳明示された標準見積書の尊重、について要請しているところです。

3. 下請企業の役割と責任

社会保険に関する法令に基づいて従業員の社会保険への加入義務を負うのは本来的には雇用主であるため、社会保険加入を徹底するためには、建設労働者の雇用主、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠です。

具体的には、下請企業は、次の責任を果たすべきとされています。

- ① 下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続きを適切に行い、建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分した上で、労働者である社員についての保険加入手続きを適切に行うことが必要。

労働者であるかどうかは、

- ・仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無
- ・業務遂行上の指揮監督の有無
- ・勤務時間の拘束性の有無
- ・本人の代替性の有無
- ・報酬の労務対償性

をはじめ関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい。

- ② 元請企業が行う指導に協力すること。この協力は、元請企業が行う指導の相手方として指導に沿った対応をとるととどまらず、元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供することなども含まれる。